

社会福祉施設等の集団感染発生等に伴う現地支援対策本部設置に係る取り扱いについて

(趣旨)

第1条 北海道が規定する「社会福祉施設等の集団感染発生等に伴う現地支援対策本部設置要綱」(別紙)に基づき、帯広市が所管する社会福祉施設等(通所・訪問系は除く。以下「施設」という。)において、新型コロナウイルス感染症の集団感染又は集団感染が疑われる事例が発生した場合の対応について、以下のとおり取り扱うこととする。

(現地支援対策本部の設置について)

第2条 北海道から現地支援対策本部(以下、「支援本部」という。)の設置について依頼があった場合、北海道と合同で支援本部を設置する。

(支援本部長)

第3条 支援本部の設置が決定した場合、速やかに北海道と帯広市で協議し支援本部長を決定する。
 2 支援本部長は、原則として市民福祉部長とする。なお、副支援本部長の設置等、状況等に応じた弾力的な体制とすることができる。
 3 支援本部における帯広市の対応を統括する者は、市民福祉部地域福祉室長とする。

(基本構成員)

第4条 帯広市における基本構成員は原則、地域福祉課長及び当該施設に係るサービスを所管する担当課長とする。ただし、状況等に応じ弾力的な体制とすることができる。

(支援本部の役割)

第5条 支援本部における役割について、以下の区分により各担当が対応を行うこととする。

主な業務	具体的な業務・支援内容	担当
支援本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者発生等に係る情報収集 ・施設での感染拡大の状況についての情報共有 ・具体的な支援策についての検討、関係各所との連携等 	基本構成員
事業継続支援	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を継続するために必要な職員体制の確保 ・他法人から応援職員の受入体制(宿泊先の確保等) ・個人防護具等衛生資材の確保 	地域福祉課
サービス利用継続支援	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設への通所利用者・短期入所者への必要な代替サービス提供体制の確保 	各サービス所管担当課

2 帯広市所管以外の社会福祉施設等において集団感染が発生した場合等、北海道と合同で支援本部を設置していない場合においても、北海道より帯広市に対し支援の依頼があり、必要と認められる場合は、前項の区分により対応を行うこととする。

(帯広市新型コロナウイルス感染症対策本部との連携)

第6条 随時最新の情報について報告を行い、緊密な連携を図る。

(庶務)

第7条 支援本部の庶務は、市民福祉部地域福祉室地域福祉課において行う。

附 則

(施行期日)

第1条 この取り扱いは令和3年2月4日から施行する。

社会福祉施設等の集団感染発生等に伴う現地支援対策本部設置要綱

1 設置目的

社会福祉施設等（通所・訪問系は除く。以下「施設」という。）において、新型コロナウイルス感染症の集団感染又は集団感染が疑われる事例が発生した場合、施設における感染拡大防止の支援を行うとともに、利用者の健康管理や生活介護等の維持を支援することを目的とする。

2 名称

「(施設名等) 現地支援対策本部」とすることを基本とする。

3 現地支援対策本部の設置対象となる施設

新型コロナウイルス感染症の集団感染又は集団感染が疑われる事例が発生した施設であり、かつ、指定都市及び中核市にある施設を除いた施設（以下「当該施設」という。）とする。

4 設置主体

道が設置する。ただし、当該施設が市町村の所管の場合、道は当該市町村に対し設置を促し、当該市町村が了承した場合、設置主体を道及び当該市町村の合同とする。

5 設置場所

現地支援対策本部（以下「支援本部」という。）の設置場所は、構成員の安全が確保される場所とし、当該施設内のクリーンゾーン又は近隣施設内等とする。

6 設置等の決定

(1) 設置の決定は、次のア又はイに該当する場合に行う。

ア 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室（以下「指揮室」という。）が当該施設の感染状況を集団感染事例と確認した場合

イ 指揮室と振興局保健環境部社会福祉課（以下「社会福祉課」という。）が協議し、集団感染が疑われる事例で支援本部の設置が必要と判断した場合

(2) 解散の決定は、指揮室（福祉施設支援班）が支援本部の本部長（以下「支援本部長」という。）と協議の上、行う。

7 設置期間

原則として、当該施設の集団感染が収束し、施設運営の平常化の目途が概ね確立するまでの間とする。

8 支援本部長

支援本部長は、原則として各振興局保健環境部くらし・子育て担当部長とする。ただし、複数の支援本部が設置され、くらし・子育て担当部長のみでは対応が困難な場合は、振興局局長の職（本庁課長級）の者を充てることができる。

なお、施設の設置主体が市町村の場合、速やかに道と当該市町村で協議し決定する。この場合、副支援本部長の設置等、状況等に応じた弾力的な体制とすることができる。

9 構成員

構成員は次の（１）及び（２）とする。ただし、状況等に応じ弾力的な体制とすることができる。

- （１） 基本構成員
 - ・ 社会福祉課
 - ・ 当該施設（法人）
 - ・ 当該市町村（※設置主体の場合）
- （２） 構成員
 - ・ 振興局保健環境部保健行政室及び地域保健室（以下「保健所」という。）
 - ・ 専門家 ほか

10 構成員の役割区分

- （１） 社会福祉課等の基本構成員は施設のサービス継続に資する支援を行う。また、当該施設内における保健所業務の事務的サポートを行う。
- （２） 保健所は、本来業務である感染症対策に係る業務を行う。

構成員	主な支援業務	活動場所
（基本構成員） ・ 社会福祉課 ・ 当該市町村 ・ 当該施設（法人）等	・ 情報収集 ・ 当該施設/保健所/指揮室/当該市町村間の連絡調整及び情報共有 ・ 人材確保や衛生資材管理等の介護継続支援 ・ 保健所業務の事務的サポート ほか	支援本部内
・ 保健行政室 ・ 地域保健室 ・ 専門家 等	・ 保健所の感染症対策に係る本来業務（入院調整、患者搬送、医療支援、検体採取、感染者の行動調査ほか）	保健所、当該施設等
※支援本部長は必要に応じ、「班」体制を配置するなど弾力的に対応		

11 その他

- （１） 指定都市・中核市にある施設で集団感染が発生した場合
指定都市・中核市が対策本部を設置した場合、道（本庁又は振興局）は必要に応じてリエゾン職員を派遣し、情報収集等を行う。
- （２） 小樽市にある施設で集団感染が発生した場合
 - ア 当該施設が道所管の施設の場合、道は支援本部を設置するとともに、小樽市保健所に支援本部への協力を依頼する。
 - イ 当該施設が小樽市所管で市が対策本部を設置した場合、道（本庁又は振興局）は、必要に応じてリエゾン職員を派遣し、情報収集等を行う。

12 適用

この要綱は、令和２年（２０２０年）１２月２５日から適用する。